令和５年12月１日規程第25号

地方独立行政法人静岡県立病院機構看護職員夜勤専従勤務規程

（趣旨）

第１条　この規程は、地方独立行政法人静岡県立病院機構職員の１か月単位の変形労働時間制勤務規程（以下「変形労働時間制勤務規程」という。）に定めるもののほか、看護職員夜勤専従勤務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（夜勤専従勤務職員の定義）

第２条　この規程において「夜勤専従勤務職員」とは、専ら夜勤時間帯に従事する者をいう。

（対象職員）

第３条　夜勤専従勤務の対象とする職員は、地方独立行政法人静岡県立病院機構職員就業規則第２条第１項第３号または第４号のうち、県立病院の長が認めた看護師または准看護師とする。

（勤務の種類等）

第４条　夜勤専従勤務職員の勤務の種類、勤務時間及び休憩時間は、変形労働時間制勤務規程別表１の準夜勤、深夜勤または２交代夜勤に該当するものから、職員ごとに県立病院の長が勤務割表で定める。

（夜勤専従勤務の期間及び夜勤回数）

第５条　夜勤専従勤務を行う場合の１回の夜勤専従期間は、１か月単位とし連続５か月までを上限とする。夜勤専従勤務を繰返し行う場合は、最低１か月以上の間隔をあけなければならない。

２　夜勤専従勤務を行う場合の１か月の夜勤回数は、次のとおりとする。

(1)　３交代勤務　18回

(2)　２交代勤務　９回

（休日及び勤務時間の明示）

第６条　職員の休日及び勤務時間等の明示については、変形労働時間制勤務規程第４条及び第５条を準用する。

（夜間看護等手当）

第７条　夜勤専従勤務を行う月の夜間看護等手当については、地方独立行政法人静岡県立病院機構職員の特殊勤務手当に関する規程第６条の規定にかかわらず、勤務１回当たり手当の額は、同条の表中８回までの部分に係る額を適用する。夜勤専従勤務を月の途中で中止した場合も同様とする。

（通勤手当）

第８条　夜勤専従勤務職員のうち、２交代勤務を行う職員に対して給与規程第14条第２項第２号から第５号までの規程の適用については、同項第２号中「加算した額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円）」とあるのは、「加算した額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円）から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額」と、同項第３号中「前号」とあるのは、「地方独立行政法人静岡県立病院機構看護職員夜勤専従勤務規程第８条の規定により読み替えて適用される前号」と、同項第４号及び第５号中「第２号」とあるのは、「地方独立行政法人静岡県立病院機構看護職員夜勤専従勤務規程第８条の規定により読み替えて適用される第２号」とする。

（夜勤専従勤務の申請）

第９条　夜勤専従勤務は本人の申請に基づき行うものとする。

２　夜勤専従勤務を希望する職員は、従事希望月の２か月前までに、県立病院の長に様式第１号による看護職員夜勤専従勤務承認申請書及び様式第３号による夜勤専従勤務面談表により申請する。

（夜勤専従勤務の承認）

第10条　夜勤専従勤務を希望する職員には、看護師長が事前面談を行い、健康状況等を確認するものとする。

２　県立病院の長は本人の健康状態及び病棟の運営等を十分に考慮した上で、適当と認めるときは夜勤専従勤務（夜勤専従勤務期間の変更を含む）を承認する。承認した場合は申請

者に対し、その旨通知する。通知は、変形労働時間制勤務規程第５条の勤務時間の明示をもって代えることができる。

３　県立病院の長は前項の承認をする際、必要により産業医の意見を聞くものとする。

（健康管理）

第 11 条　夜勤専従勤務職員は、夜勤専従勤務面談表により健康チェックを実施し、別途指定する日までに看護師長へ提出する。

２　看護師長は夜勤専従勤務面談表を基に毎月面談を実施し、夜勤専従勤務の継続が可能か判断する。

（夜勤専従勤務期間の変更）

第 12 条　夜勤専従勤務の中止は本人の申請または県立病院の長の判断によるものとする。

２　夜勤専従勤務期間の変更（中止または延長）を希望する職員は、別途指定する日までに、県立病院の長に様式第２号による看護職員夜勤専従勤務期間変更申請書により申請する。

（雑則）

第 13 条　この規程に定めるもののほか、夜勤専従勤務の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は令和５年 12 月１日から施行する。

附則（令和６年規程第 11 号）

この規程は令和６年４月１日から施行する。

様式第１号

院　長	事務部長	総務課長	総務係長	看護部長	看護部	看護師長

看護職員夜勤専従勤務承認申請書

病　院　長　様

令和　　年　　月　　日
所属（　　）
氏名（　　）

下記のとおり夜勤専従勤務の承認を申請します。

期間(5か月以内)	令和　　年　　月　　日 ～令和　　年　　月　　日
申請理由	

様式第２号

院　長	事務部長	総務課長	総務係長	看護部長	看護部	看護師長

看護職員夜勤専従勤務期間変更申請書

病　院　長　様

令和　　年　　月　　日
所属（　　）
氏名（　　）

下記のとおり夜勤専従勤務期間の変更を申請します。

期間（変更前）	令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日
期間（変更後）	令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日
変更理由	

様式第３号

夜勤専従勤務　面談表

部署：

氏名：

夜勤専従勤務期間：令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

夜勤専従勤務の開始または継続をする場合は、以下の健康チェックを行い、健康状況を確認する。

1、面談時期

事前面談及び毎月

2、方法

・面談表で健康チェックを夜勤専従勤務職員自身が実施

・下記チェック表を基に看護師長と面談を行う

（1）最近１か月間の自覚症状について、お答えください。

点数でお答えください　　ほとんどない：0 点　　時々ある：1 点　　よくある：3 点

	事前面談	2 ヶ月目	3 ヶ月目	4 ヶ月目	5 ヶ月目
1. イライラする					
2. 不安だ					
3. 落ち着かない					
4. ゆううつだ					
5. よく眠れない					
6. 体の調子が悪い					
7. 物事に集中できない					
8. することに間違いが多い					
9. 仕事中、強い眠気に襲われる					
10. やる気が出ない					
11. へとへとだ（運動後を除く）					
12. 起きた時､ぐったりした疲れを感じる					
13. 以前とくらべて、疲れやすい					
合計点					

（2）最近１か月間の勤務の状況について、お答えください。

点数でお答えください　　ないまたは適当：0 点　　多いまたは不適切：1 点　　非常に多い：3 点
（設問２、３、５については０点または１点でお答えください）

	事前面談	2 ヶ月目	3 ヶ月目	4 ヶ月目	5 ヶ月目
1.　1か月の時間外労働					
2. 不規則な勤務 （予定の変更、突然の仕事）					
3. 出張に伴う負担 （頻度・拘束時間・時差など）					
4. 深夜勤務に伴う負担（★1）					
5. 休憩・仮眠の時間数及び施設					
6. 仕事についての精神的負担					
7. 仕事についての身体的負担（★2）					
合計点					

★1：深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断してください。深夜勤務は、深夜時間帯（午後 10 時－午前５時）の一部または全部を含む勤務を言います。

★2：肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担

３、夜勤専従勤務の開始または継続可否の評価

（1）自覚症状について

合計点数 21 点以上の場合は「注意」とみなし不可とする。

（2）勤務の状況について

合計点数６点以上の場合は「注意」とみなし不可とする

夜勤専従勤務開始　　可　・　不可
夜勤専従勤務継続　（2 ヶ月目）　可　・　不可
夜勤専従勤務継続　（3 ヶ月目）　可　・　不可
夜勤専従勤務継続　（4 ヶ月目）　可　・　不可
夜勤専従勤務継続　（5 ヶ月目）　可　・　不可